令和８年度長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業業務（飯伊圏域）公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年３月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和８年 11 月４日

県民文化部こども若者局次世代サポート課長

１　業務の概要

（１）業務名

令和８年度長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業業務（飯伊圏域）

（２）業務の目的

各圏域に発達障がいサポート・マネージャーを配置することにより、発達障がい者及びその家族が地域で必要な支援を受け、将来の見通しを持って安定した社会生活が送れるよう、地域における乳幼児期から成人期までの一貫した支援の連携体制を構築することを目的とします。

（３）業務内容

各圏域に発達障がいサポート・マネージャーを配置し、支援者への直接的支援としての総合的な助言や、支援者への間接的支援としての圏域での支援体制づくりの推進を行います。また、県が招集する連絡会議での情報交換・課題の協議等や、長野県発達障がい情報・支援センターと連携した取組を行います。

（４）仕様等

別添仕様書（案）のとおり

（５）企画提案を求める具体的内容の項目

発達障がいサポート・マネージャー配置予定者、圏域における支援の連携体制づくり

（６）業務の実施場所

飯伊圏域（飯田市、下伊那郡）

（７）履行期間又は履行期限

令和９年１月１日～令和９年３月 31 日

（８）費用の上限額

1,284,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

２　応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる応募資格要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った企画提案書の提出から契約の締結までの手続は無効とします。

（１）地方自治法施行令第167条の４第１項及び財務規則第120条第１項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

（２）物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年３月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

（３）長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技

第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

（４）長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

（５）法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。

（６）労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。

（７）長野県内に本店又は支店・事業所を有し、かつ、事業を実施しようとする圏域において発達障がいサポート・マネージャーが活動できる法人であること。

（８）発達障がいサポート・マネージャーとして、発達障がい者支援に精通し、支援者への総合的な助言や圏域での支援体制づくりの推進ができる者を配置できること。

（９）発達障がい地域支援ステップアップ研修の修了者（予定者を含む）、かつ、福祉・教育・医療・司法・行政などの分野で発達障がい者支援を概ね５年以上経験のある者が１名以上所属している又は所属する見込みがある法人であること。

３　参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（（５）①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

（１）参加申込書の作成様式

様式第１号による。

（２）参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第１号の附表による。

（３）参加申込書記載上の留意事項

①　附表には必要な資料を添付してください。

②　同種又は類似の業務の実績がある場合は、これを証する契約書の写しを添付してください。

なお、契約保証金の納付の免除には、過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約の実績が２件必要であるため、契約保証金の納付免除を希望する場合は、その要件に該当する契約書の写しを添付してください。

（４）担当課・問い合わせ先

〒380-8570　長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県 県民文化部 こども若者局 次世代サポート課 次世代支援係
電　話　026-235-7208　　ＦＡＸ　026-235-7087
メール　jisedai-shien@pref.nagano.lg.jp

（５）参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

①　提出期限

令和８年 11 月 16 日（月）（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前９時から午後５時まで）

【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第５号）第１条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

②　提出先

３（４）に同じ。

③　提出方法

持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに次世代サポート課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で３（４）の担当者に確認してください。

（６）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

（７）非該当理由に関する事項

①　参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（６（４）①）の３日前までに、書面により次世代サポート課長から通知します。

②　上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により次世代サポート課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③　非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④　非該当理由の説明請求の受付

ア　受付場所

３（４）に同じ。

イ　受付時間

上記②の期間中、午前９時から午後５時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（８）その他の留意事項

①　応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

②　参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

４　説明会

説明会は開催しません。

５　不明な点がある場合の質問の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

（１）受付場所

３（４）に同じ。

（２）受付時間

午前９時から午後５時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（３）受付方法

令和８年 11 月 27 日（金）までに業務等質問書（様式第２号）をメールにより提出するものとします。

（４）回答方法

企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和８年 12 月１日（火）までに長野県公式ホームページで公表します。

6　企画提案書の作成・提出

（1）企画提案書の作成様式

様式第３号による。

（2）企画書の作成様式

様式第３号の附表による。

（3）企画書記載上の留意事項

業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は１（８）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

（4）企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

①　提出期限

令和８年 12 月４日（金）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前９時から午後５時まで）

②　提出先

３（４）に同じ。

③　提出部数

７部（原本１部　副本６部）

④　提出方法

持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに次世代サポート課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で３（４）の担当者に確認してください。

（5）企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	審査内容	配点
1　業務の実施体制	・発達障がいサポート・マネージャーを配置する事業所（実施圏域において適切に業務を行うことができる配置場所であること） ・発達障がいサポート・マネージャーとして配置を予定する者（発達障がい者に直接関わっている支援者に対し、総合的な助言や必要な支援への橋渡しを行うための知識・経験が見込まれること。圏域での支援体制づくりを推進するにあたり、関係機関と円滑に連携、協力する資質が見込まれること）	35
2　業務の内容	・発達障がい者支援の連携体制づくりについて、圏域の現状と課題を踏まえ、優れた提案がされていること ・各分野の関係機関との円滑な連携が期待できることなど	35
3　業務についての経験	・これまでに圏域の発達障がい者支援体制の構築に対して取り組み実績がある等、業務を適切に行うことができるノウハウ、実績等が見込まれること	10
4　業務に要する経費	・業務の実施に係る必要経費が適切に見積もられていること	10
5　独自提案	・仕様書に定めのない受託者独自の提案で評価すべき点があるか。	10
合　計		100

（6）企画提案の選定の方法

①　企画提案の配点（６（５）のとおり）の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が、評価を行った評価員の配点合計の６割に満

たない場合は選定しません。

② 企画提案の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

なお、応募が１者のみであった場合には、プレゼンテーションによる審査は行わず、提出書類のみによる審査となります。

③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和８年12月15日（火）午後　長野県庁会議室

※プレゼンテーションを実施する場合、時間等詳細について対象者に別途通知します。

（７）選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により次世代サポート課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により次世代サポート課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、次世代サポート課において閲覧に供します。

（８）非選定理由に関する事項

① （７）②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により次世代サポート課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所

３（４）に同じ。

イ 受付時間

上記①の期間中、午前９時から午後５時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（９）その他の留意事項

① 企画提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7　契約書案

別添契約書（案）のとおり

8　見積書の提出

（１）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して３日以内（３日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書を次世代サポート課長に対して提

出するものとします。
（２）見積書が、（１）の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
（３）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
（４）見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

９　契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、次世代サポート課において閲覧に供します。

10　その他

（１）契約書作成の要否

必要とします。

（２）関連情報を入手するための窓口

３（４）に同じ。

（３）必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
（４）企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。